

この論文は、韓国東北亜歴史財団が刊行した『領土・海洋研究』28号(2024.12.31)に掲載された「독도에 대한 현상유지원칙(Uti Possidetis)의 적용과 샌프란시스코 평화조약의 유효성」を翻訳したものである。この翻訳文、および韓国語の原文は下記URL。

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2412j-uti.pdf>

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2412k-uti.pdf>

竹島＝独島への現状維持原則(ウティ・ポシデティス)の適用と サンフランシスコ平和条約の有効性

竹島＝独島問題研究ネット

代表 朴 炳涉

【日本語要約】

元来、戦争終結を宣言する平和条約は、領土問題を完全に解決するのが重要な役割である。しかるに、サンフランシスコ平和条約は竹島＝独島やハボマイなどを明記できなかった。竹島＝独島の経緯であるが、同条約調印式の2か月前、米国は条約草案にリアンクール岩(竹島＝独島)が抜けていることに気がつき、同島を条約に盛り込むべく努力した。しかし、時間的な余裕がなく、韓国政府との協議が続く中で条約調印式がおこなわれ、条約の修正が不可能になった。結局、米韓協議は結論を出せず、米国は竹島＝独島の帰属問題は解決が容易でないとして、この問題に対して消極的になった。

このように竹島＝独島は条約に規定できなかったため、竹島＝独島の帰属は二つの現状維持原則によって判断されるべきである。ひとつは「事実上の現状維持原則」であり、サンフランシスコ平和条約が条約法条約に照らして無効ではないので適用が可能である。この場合、条約締結時に韓国のみが竹島＝独島を実効支配していたので、竹島＝独島は韓国の領土になる。しかし、この原則よりも、もうひとつの「法上の現状維持原則」が優先するので、後者の検討がより重要である。「法上の現状維持原則」は世界中どこであれ、統治勢力が撤退して国家が独立する時に適用される国際法の一般原則であり、日韓両国の独立時にも適用される。ただし、竹島＝独島や済州島など日本周辺の小島の帰属はポツダム宣言の第8項によって連合国が決定することになっているので、韓国が独立した1948年にはこれらの島に法上の現状維持原則を適用できない。これらの島に対する適用は対日平和条約が発効し、日本が独立を回復する時まで留保される。その時、日韓間の小島の帰属が決定される。

一方、1952年に発効したサンフランシスコ平和条約は済州島や鬱陵島などを韓国領として明記したが、竹島＝独島を規定できなかった。したがって、竹島＝独島は「法上の現状維持原則」によって判断される。その時に重要な判断材料は連合国最高司令官(SCAP)の法的文書である SCAPIN-677/1 や関連地図「SCAP管轄区域図／日本および南コリア」などである。こうした法的資料を元にして竹島＝独島は「法上の現状維持原則」によって韓国に帰属すると判断される。このように法上も事実上も現状維持原則によって韓国の竹島＝独島に対す

る領有権が認められる。

【キーワード】:リアンクール岩、SCAPIN-677/1、「SCAP管轄区域図／日本および南코리아」、
条約法条約、ポツダム宣言

【目次】

- I. はじめに
- II. 先行研究と課題
- III. サンフランシスコ平和条約が竹島＝独島を規定しなかった経緯
- IV. サンフランシスコ平和条約の有効性
- V. 事実上の現状維持原則の適用と問題点
- VI. 日韓両国の独立と法上の現状維持原則
- VII. おわりに

I. はじめに

韓国と日本との間にある竹島＝独島の所属を判断する法的基準は現代国際法である。一般に領土問題にて国際法は領土関係の条約を最も重要視するが、その一例が平和条約である。ところが、日本の領土を完全に決定すべきサンフランシスコ平和条約(SF条約と略称)には竹島＝独島に関する規定がない。韓国関連の領土条項である第2条(a)は単に、「日本国は코리아(Korea)の独立を承認し¹⁾、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む코리아に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と簡単に記述した。竹島＝独島に対して何の言及もない。

この条項の解釈について日韓両国の政府は似たような発言をするが、その見解は相反する。韓国外務部は日本政府に対し、「対日平和条約には独島[竹島]に対する韓国の正当な領有権主張に矛盾する条文はない²⁾と主張した。一方、日本外務省は、「平和条約中に竹島[独島]の名が見えないということは、同島が日本領土の一部であることを明確にしているといえよう³⁾と主張した。両国政府とも平和条約に竹島＝独島が記載されなかったので自国領であると主張した。このような論理が自国内で通用したのは、条約第2条にいう코리아が竹島＝独島を含むのかどうか曖昧なので、両国の政府は第2条を勝手に解釈できたためである。

このように条文の意味が曖昧なときには慣習法である「条約法によるウィーン条約」(条約法条約と略称)第32条により、「解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締

¹⁾ ‘Korea の独立’の根源はカイロ宣言(1943.12.1)にある。この宣言は、「前記[米英中]三大国は Korea 人民の奴隷状態に留意し、やがて Korea を自由かつ独立のものたらしむるの決意を有す」とした。この Korea を韓国と翻訳するのは時期的に適当でない。

²⁾ 「韓国政府見解2」(1954年): 韓国外務部, 1977, 『獨島關係資料集 I : 往復外交文書, 1951～76』, 外務部。

³⁾ 川上健三, 1953, 『竹島の領有』, 外務省条約局, p.78.

結の際の事情に依拠することができる」とされる。条約締結時の事情については米国でサンフランシスコ平和条約を担当した国務省のダレス(J. F. Dulles)の発言が参考になろう。1951年9月、彼はサンフランシスコ平和条約調印式にて旧日本領土の最終処分は完全には決定できなかったと述べたが⁴⁾、そうした領土のひとつが竹島＝独島である。これはダレスが2年後に駐日および駐韓米国大使館へ送った電文(1953.12.9)にて明らかである。電文は、日本政府には知らせていないラスク書簡のようにリアンコルト(竹島＝独島)を日本領とみる見解は多くの条約署名国の中でアメリカ国の考えに過ぎない、条約の解釈に紛争を生じたなら、第22条にしたがって国際司法裁判所へ付託すべきであり、米国は両国の紛争に介入してはならないと述べた⁵⁾。かつて、ダレスは条約調印式の1-2か月前に竹島＝独島の帰属を平和条約に記述しようと努力したが結論を出せず、SF条約に明記できなかったのである⁶⁾。

平和条約に何ら規定がない事項に対し、国際法では「事実上の現状維持原則(Uti Possidetis de Facto)」を適用する。元来、ローマ法に起因する「事実上の現状維持(留保、承認)原則」は、国際法の父と呼ばれるグロチウス(H. Grotius)が1625年に平和条約への適用を提唱した後⁷⁾、国際法にて確立した。この原則は『国際関係法辞典』によれば、「戦争が交戦国の戦闘行為停止によって終了し、両国間の法的地位を定める平和条約が締結されない場合、通説は、戦争終結当時の状態がそのまま認められるとしている。また、平和条約が結ばれても、別段の規定がないかぎり、当事国間の法律関係は平和条約締結時の状態が認められる」とされる⁸⁾。

一方、第2次世界大戦後、国連憲章が武力行使を原則的に違法としたため、国際法が大きく変化した。今や「征服」という領域取得権原は、もはや認められない。また、伝統的な平和条約、特に戦勝国が武力を背景にして恣意的に領土を決定したり、無理な賠償を強いる平和条約は現代国際法では原則的に無効である。このため戦勝国が主導して平和条約を結ぶと、平和条約が無効でないのか疑われやすい反面、特別な利益はほとんどない。このため、国連憲章以後も多くの武力紛争が発生したが、第2次世界大戦関連の平和条約以後に締結された平和条約はわずか4件程度だという⁹⁾。平和条約の代わりに、韓国戦争の処理のように

⁴⁾ 毎日新聞社図書編集部, 1952, 『対日平和条約』, 毎日新聞社, p.486.

⁵⁾ Telegram by Secretary of State to Embassy, Tokyo, RPTD Seoul (1953.12.9). 影印は、국사편찬위원회 편, 2008, 『독도자료 미국편』 III, 국사편찬위원회, p.184.

⁶⁾ 朴炳涉, 2017, 「サンフランシスコ講和条約から洩れた論争中の島々」, 『北東アジア文化研究』 43号, pp.30-31; 박병섭, 2016, 「샌프란시스코 강화조약에서 독도가 누락된 경위와 함의」, 『독도연구』 제 21호, 32쪽.

⁷⁾ グロチウスは著書 *De Jure Belli Ac Pacis* における項目「平和条約の解釈の一般的規則」において、「疑いある場合には、現状維持合意が存在すると信じられる」と述べた。H. Grotius 著, 一又正雄譯, 1951, 『グローチウス 戦争と平和の法』第3巻, 巖松堂, p.1204; 新納摩子, 1997, 「国際法におけるウティ・ポッシデティスの再検討」, 『立命館法学』254号, p.823.

⁸⁾ 太寿堂鼎・吉井淳, 1995, 「ウティ・ポッシデティス」, 『国際関係法辞典』, 三省堂, pp.70-71。この辞典は、uti possidetis を「現状承認の法理」と翻訳した。

⁹⁾ 下記の論文によれば、4件は、①Treaty of Peace between the Arab Republic of Egypt and the State of Israel, 26 March 1979, republished in *ILM*, Vol.18(1979), pp. 362-366; ②Treaty of

休戦あるいは停戦協定などが結ばれた。したがって、平和条約に関連する「事実上の現状維持原則」もほとんど語られなくなった。こうして、オッペンハイム(L. Oppenheim)が「一部の征服」と理解していた「事実上の現状維持原則」は¹⁰⁾、現代国際法では存立基盤がすっかり弱体化した。

このような趨勢から、国際連合憲章以後に締結された平和条約に「事実上の現状維持原則」を適用するなら、その条約が現代国際法に照らして無効でないか検討する必要がある。特に条約法条約が採択された1969年以前の平和条約は、条約が無効になる条件などが十分に周知されずに締結された可能性がある。本研究が主題とするSF条約は1952年に発効したため、条約の有効性が問題になる可能性がある。たとえば、SF条約は琉球列島を日本から分離することを規定した。この規定はもちろん日本人の意思に反するものであり、インドすら反対した¹¹⁾。また、ソ連はSF条約の調印式で琉球などを日本から分離する米・英共同草案は恣意的で違法だと批判した¹²⁾。このように琉球などに関する規定は問題が多く、米国が伝統的な国際法のように恣意的に日本領土を決定したのではないかが疑われる。したがって、SF条約は有効性が検討されなければならない。

一方、「事実上の現状維持原則」は、新たに独立した国家の国境紛争を防止する観点からも疑問視されることが多い。これを無条件に認めると、国家が独立する時に民族自決権などを名分にして支配地域を広げようと画策し、周辺国と紛争を生じかねない。そのため、現在では「事実上の現状維持原則」は軽視され、「法上の現状維持原則 (Uti Possidetis Juris)」を見つけるための補助手段としての役割しか果さなくなった¹³⁾。こうして「事実上の現状維持原則」が次第に論じられなくなり、今日、単に現状維持原則といえば「法上の現状維持原則」を指すようになった。

「法上の現状維持原則」はよく知られるように、19世紀初期にスペイン支配下の中南米にて誕生した。これらの国家は、スペインから独立する際に植民地時代の行政区画を定めた法律や地図を基準にして国境線を画定したが、この慣習が「法上の現状維持原則」に発展した。

Peace between Jordan and the State of Israel, 26 October 1994, republished in *ILM*, Vol. 34 (1995), pp. 43-53; ③(India-Pakistan) Simla Agreement on Bilateral Relations and Statement on its Implementation, in *ILM*, Vol.11(1972). pp. 954-962; ④Agreement between the Government of the State of Eritrea and the Government of the Federal Republic of Ethiopia, 13 December 2000, U.N. Doc.A/55/686-S/2000/1183 である。広見正行, 『現代国際法における国際武力紛争終結の法理』, 上智大学(2014年度学位論文), p.8, <http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/00000035426>(検索日: 2024.10.14).

¹⁰⁾ 新納摩子,1997, 前掲論文, p.819.

¹¹⁾ British Foreign Office, *Japan: Correspondence, F.O. 371, 92551/J1022/436*, Scholarly Resources Inc; 中村麗衣, 2003, 「日印平和条約とインド外交」, 『史論』 56 卷, p.54.

¹²⁾ 毎日新聞社図書編集部, 1952, 前掲書, p.521.

¹³⁾ 新納摩子,1997, 前掲論文, pp.819-821. 「Uti Possidetis Juris」と「Uti Possidetis de Facto」について、それぞれ複数の翻訳があるが、本研究は二つの現状維持原則を対比させるため、これらを「法上の現状維持原則」、「事実上の現状維持原則」と翻訳する。

一方、南米ではポルトガルから独立したブラジルは周辺国との国境交渉において、あるときはブラジルの実効的支配がおよんでいた範囲を基準にすることを主張し、あるときはスペインとポルトガルが締結した条約が規定した植民地分割線を基準にすることを主張した。後者のように植民地分割線を国境線とすることも「法上の現状維持原則」と呼ばれる¹⁴⁾。ここにいう「法」とは国際法でなく、当該国家が独立する前の主権国家の憲法と行政法を指す¹⁵⁾。

「法上の現状維持原則」はアフリカでも次第に受け入れられるようになった。当初、アフリカではこの原則に反対した。たとえば、1958年ガーナのアクラで開催された全アフリカ人民会議は、「帝国主義列強によって引かれた人為的な国境線」について非難し、「早期にそのような国境線を廃止もしくは調整すること」を求める決議を採択した¹⁶⁾。アフリカでの植民地分割線や行政区画線は、植民地宗主国が各部族の居住実態や文化、社会活動などを無視して勝手に決めたので、新興国家は実情に合わない帝国主義時代の遺産をそのまま受け継ごうとしなかった。その結果、国境紛争が相次いで起きたのだが、紛争を平和的に解決する原則や有効な手段がなかった。そこで見直されたのが「法上の現状維持原則」である。1964年、アフリカ統一機構(OAU: Organization of African Unity)は国境紛争に関する決議「カイロ宣言」を採択し、国家の独立達成時に存在していた境界線を尊重することを誓うと厳粛に宣言した。ここで明言はされなかったが、OAUは植民地分割線などを国境線とする「法上の現状維持原則」を尊重するという事実を間接的に宣言したのである。

このように帝国主義国家の諸条約や慣習法に苦しめられたアフリカ諸国でさえ「法上の現状維持原則」を受け入れざるを得なかったのは、この原則の性格をよく物語っている。国際司法裁判所(ICJ: International Court of Justice)がブルキナファソとマリ間の国境紛争事件の審理にて判断したように、「法上の現状維持原則」は慣習法ではなく、国際法の一般原則である。そのため、「法上の現状維持原則」は脱植民地化の過程以外にも広く応用され、ユーゴスラビアやソ連の国家解体時などにも適用された。本稿はこれら二つの現状維持原則を竹島＝独島の領有権問題に適用する。なお、本稿の引用文にて下線や()内は原文どおりであり、[]内は筆者の注である。

II. 先行研究と課題

2012年、金明基は現状維持原則を竹島＝独島へ適用した。金明基は、平和条約に特別に規定されなかった事項は、平和条約締結当時の現状(status quo)のまま効力が認められるというのが現状留保の原則であると紹介し、「現状留保の原則によって1951年9月8日に対

¹⁴⁾ 新納摩子,1997, 前掲論文, p.808-809.

¹⁵⁾ 정재민, 2020, 『영토분쟁재판에 있어서 역사적 권원의 인정가능성 확대』, 서울대학교 박사학위논문, 138 쪽.

¹⁶⁾ 新納摩子,1997, 前掲論文, p.805.

日平和条約が締結された当時、1946年1月29日 SCAPIN¹⁷⁾ 第677号によって竹島＝独島の領域権が分離された状態のまま竹島＝独島の領有権が韓国に帰属するようになった。SCAPIN 第677号によって[日本から]分離されたのは竹島＝独島の imperium[領域権]であったが、1948年[韓国]政府樹立以後、韓国は竹島＝独島の dominium[領有権]を取得した状態であったので、その状態のままに1951年9月8日、Uti Possidetis の原則によって韓国は竹島＝独島の領有権を取得したのである。同原則はそこに残っている権利であることによる」と主張した¹⁸⁾。

これによると韓国は竹島＝独島に対し、独立以後 dominium[領有権]を取得した状態であり、また、対日平和条約の締結時に領有権を取得したという。金明基は韓国が竹島＝独島領有権を2回取得した理由について、「Uti Possidetis 原則にもとづき、対日平和条約第2条(a)項、日本は韓国の独立を承認するという規定により独島領有権として遡及的に効力が認められる」と主張した¹⁹⁾。

しかし、第2条にコリアの独立を承認するという曖昧な規定があるが、大韓民国の独立を承認するという明確な規定がないので論証が十分でないようである。一方、SF条約に「事実上の現状維持原則」を適用するなら、SF条約が現代国際法にて違法でないことを示す必要があるが、金明基の論文にはこの検討がない。また、金明基は竹島＝独島がSF条約で「特別に規定されていない事項」とみて現状維持原則を適用したが、3年後、彼はSF条約第2条(a)項に規定された鬱陵島に竹島＝独島が含まれると主張した²⁰⁾。金明基は現状維持原則の適用を放棄したと見られる。

2019年、朴炳渉は国際法廷における領土紛争を念頭において現状維持原則を論じた。領土紛争が国際法廷に提訴されると国際法廷は最初に国境に関する条約などを参照し、それらから明確な判断ができなければ現状維持原則を考慮する。竹島＝独島の場合、SF条約ではいかなる解釈も不可能なので、次に現状維持原則が考慮される。一方、SF条約の成立時、日韓間の行政管轄境界線は、後述する地図「SCAP管轄区域図／日本および南コリア」(「SCAP管轄区域図」と略称)に示されたとおり竹島＝独島は韓国の領域に入っていた。したがって、同条約に現状維持原則を適用すれば、竹島＝独島は韓国が領有権を有することに

¹⁷⁾ 研究者の誤解が多いが、下記資料によれば、SCAPIN は ‘Supreme Commander for the Allied Powers Index Number’ の略である。GHQ/SCAP Records Box 757. Sheet No. AG(B)-04519 class No.032. 박명섭, 2014a, 「대일강화조약과 독도·제주도·쿠릴·류큐제도」, 『독도연구』 16 호, 141 쪽, 주 7; 朴炳渉, 2014b, 「サンフランシスコ平和条約と千島・竹島＝独島問題(1)」, 『北東アジア文化研究』, 38 号, p.59.

¹⁸⁾ 김명기, 2012, 「SCAPIN 제 677 호에 관한 한국정부의 견해 검토」, 『독도연구』 13 호, 298 쪽.

¹⁹⁾ 김명기, 2012, 위의 글, 279 쪽.

²⁰⁾ 김명기, 2015, 「대일강화조약 제 2 조(a)항에 규정된 울릉도에 독도 포함여부 문제의 검토」, 『독도연구』 18 호, 391 쪽.

なると彼は主張した²¹⁾。このように朴炳渉はSF条約が発効した時に「法上の現状維持原則」を適用したのである。ところが「法上の現状維持原則」は国家が独立する時に適用されるべきであるが、朴炳渉はどの国にこの原則を適用したのかが明らかではない。対象国が韓国なら韓国の独立は1948年なので、SF条約とどんな関連があるのか明らかにしなければならぬ。一方、対象国が日本ならばSF条約により日本は連合国の軍政から独立を回復したが²²⁾、植民地でもない日本に対して「法上の現状維持原則」の適用が可能かどうかについて疑問が残る。

2021年、鄭甲龍は「一つの国家(日本)から一つの国家(大韓民国)が独立した場合」として、竹島＝独島に現状維持原則を適用し、竹島＝独島は大韓民国の領土であると主張した²³⁾。その第一の根拠は、朝鮮総督府の行政区域に竹島＝独島が含まれるのからであるという。一方、鄭甲龍は現状維持の原則が適用できるのは、特別な事情(領土条約)などがない場合と記し、その一方でSF条約の第2条には言及しなかった。彼は、同条約はまったく竹島＝独島と関係がないとみて、韓国の独立時に法上の現状維持の原則を適用したのであろう。

この論文に対する批判なのかどうか判然としないが、2024年、李昌偉は韓国の独立時に現状維持原則を適用する問題について、「日本から独立した韓国の場合も、行政的な境界線が非常に重要である。独島が島根県の一部であった日帝植民地時代でみれば、独島は現状承認[原則]によって韓国の領土と主張するのはむずかしいかもしれない。しかし、韓国と日本に対する米軍政の統治を考慮すると、独島は韓国の領土と見ることができる。米軍政はSCAPIN677にエルサルバドル／ホンジュラスのように行政的な境界線を明確に残しているからである。重要なのは、韓国が日本からではなく、米軍政の統治を経た後、国際社会の助けを借りて独立したということだ」と主張した²⁴⁾。日本で竹島＝独島が島根県の一部であったことは、地方政府である島根県の1905年告示や様々な規則などで確認される。ところが、鄭甲龍は竹島＝独島が朝鮮総督府の行政区域に属した根拠として水路誌などを取り上げ、日本の法令などを根拠にしなかった。したがって、「法上」の現状維持原則が成立するかどうか疑問である。

一方、李昌偉は上の論文で、「現状承認の原則を適用しても、独島は対日平和条約が締結された1951年9月8日時点で、SCAPIN-677 が公布された1946年1月29日の状況がそのまま維持されるので、韓国の領土であると見るのが妥当である」²⁵⁾と主張した。さらにSF平和条約について李昌偉は、「韓国の領土範囲がどこまでなのかは、対日平和条約の不明確

²¹⁾ 박병섭, 2019, 「독도 영유권에 대한 역사 국제법 학제간 연구」, 『독도연구』 27 호, 61 쪽.

²²⁾ 日本国立公文書館、「公文書にみる日本のあゆみ」。

https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s27_1952_01.html(検索日: 2024.10.14)。

²³⁾ 정갑용, 2021, 「*Uti Possidetis* 법리와 독도영유권」, 『원광법학』 제 37 권 2 호, 119 쪽.

²⁴⁾ 李昌偉, 2024, 「連合国の日本領土に対する政策と独島の領有権」, 『法學論叢』(國民大學校, 韓國) 第 37 卷 第 1 號 (通卷 第 77 號), p.188(韓国語)、P.174(日本語)。

²⁵⁾ 李昌偉, 2024, 同上論文, p181(日本語)。

な領土規定で議論の余地があるのは事実である。しかし、条約法に関するウィーン条約の内容通り、条約の文脈、対象や目的または解釈の補足的な手段と一緒に当時の主要条約、宣言、文書を解釈すれば、竹島＝独島の領有権は韓国に帰属すると見るのが合理的であると主張した²⁶。

上のように、李昌偉は「現状承認の原則を適用しても、竹島＝独島は対日平和条約が締結された1951年9月8日時点で・・・」と記したが、現状維持原則を適用する時期が、①1948年の韓国の独立時なのか、②1951年の対日平和条約の締結時なのか判然としない。もし、①であれば鄭甲龍と同様に、「法上の現状維持原則」を適用するなら韓国の竹島＝独島領有権が認められるという見解であると考えられる。そうであれば、韓国は独立時に統治権のみならず、領有権まで獲得したのか疑問である。一方、②であれば、李昌偉は「事実上の現状維持原則」を適用したとみられるが、そうであるならSF条約が違法ではないかなど、前提条件に対する検討が不足している。

以上のように竹島＝独島に現状維持原則を適用した先行研究にはそれぞれ問題点や疑問点が残る。すなわち、①SF条約に対して「事実上の現状維持原則」を適用するなら、SF条約が独島と無関係であることを明らかにし、あわせてSF条約の有効性を検討しなければならない。②韓国の独立時に「法上の現状維持原則」を適用するときは、韓国が竹島＝独島の領有権まで取得したと見ることができるか、③韓国に対する「法上の現状維持原則」の適用とSF条約にどのような関連があるのか、④植民地でもない日本に対して「法上の現状維持原則」の適用が可能かなどである。

本研究はこれらの問題を解明する。まず、SF条約が独島の帰属を決定しなかった経緯を先行研究にて確認した後、独島に「事実上の現状維持原則」を適用する。同時にSF条約が現代国際法にて無効でないことを具体的に確認する。次に、この原則に優先する「法上の現状維持原則」を韓国の独立時に適用し、SF条約との関係を解明する。また、日本が独立を回復する時点で「法上の現状維持原則」を適用する問題も検討する。

Ⅲ. SF条約が竹島＝独島を規定しなかった経緯

米国の対日平和条約草案から竹島＝独島の名が消えたのは、1950年のダレス草案が最初である。それまで、米国の重要な条約草案の推移を簡単に見ると次のようになる²⁷。1947年3月、米国国務省は対日平和条約の検討を始めた。国務省は日本の領土に関する基準の時点を、日本が本格的な侵略戦争を開始した日清戦争直前の1894年1月においた。これにより、草案でリアンクール岩(竹島＝独島)を日本の領土外に規定した。ところが、国務省

²⁶ 李昌偉, 2024, 同上論文, p164(日本語).

²⁷ 정병준, 2010, 『독도 1947』, 돌베개, 401-474 쪽; 박병섭, 2014, 앞의 글, 159 쪽; 朴炳涉, 2014a, 前掲論文, pp.57-58..

は1949年12月、駐日政治顧問シーボルド(W. J. Sebald)の意見に従って、リアンクール岩を日本領土として規定した。シーボルドは、日本外務省が提供した領土調書『日本本土周辺の小島』(4)²⁸を基本にする一方、米国の国益を考慮して「この島[リアンクール岩]に対する日本の領土主張は古く、有効であると見られ、この島が朝鮮の近海に位置するとは考えられない。また、安保的に考えると、この島に気象及びレーダー基地を設置することは、米国の利益に結びつく問題になる」という意見書を国務省に送った²⁹。この見解が米国の草案に反映された。

次に対日講和条約を担当したダレスは、各国の多様な意見を調整しやすいように、きわめて簡単な条約草案を作成した。このとき、リアンクール岩など米国にとって関心が低い多くの島々が草案から抜け落ちた。また、ダレスは日本周辺の海の境界を明らかにする地図を作成しなかった。これに対し、国務省フィアリー(R. A. Fearey)が、係争になりかねない対馬やリアンコート岩(竹島＝竹島＝独島)の所属は明らかでないと指摘した³⁰。この時点で竹島＝独島はまだ忘れられていなかった。しかし、1951年3月、米国の最終草案では竹島＝独島や大東島などが依然として無視された³¹。

今日、竹島＝独島は李明博大統領の竹島＝独島上陸事件にみられるように、時には日韓友好を破局に追い込むほどの重要性をもつ。しかし、1951年当時、竹島＝独島は韓国や日本でもそれほど注目されない島であった。韓国では駐米韓国大使館員が米国国務省から独島の位置の問合せを受けた際、「自分たちは独島が鬱陵島近辺かタケシマ・ロックの付近にあると信じています。また、波浪島もそのように考えています」³²と答えた。彼は1948年に米韓間で大問題になった米軍機による竹島＝独島誤爆事件を知らなかったのか、あるいは忘れていたようである。

一方、日本では1949年5月に外務省が作成した秘密資料、『対日講和条約についての基本的要求』は、日露戦争に対するポーツマス条約にて獲得した樺太(サハリン)南部を日本領とすべきであると主張するが、竹島＝独島については何も記さなかった³³。また、1951年、参議院にて団伊能議員がSF条約によって竹島＝独島が日本から離れるという趣旨の発言

²⁸ Foreign Office Japanese Government, 1947b, *Minor Islands Adjacent To Japan Proper*, Part IV, Minor Islands in the Pacific, Minor Islands in the Japan Sea, Japanese Government.

²⁹ Department of State USA, 1949, *Foreign Relations of the United States(FRUS)* Vol. 7, U.S. Government Printing Office, p.900.

³⁰ 이석우, 2006, 『대일강화조약자료집』, 동북아역사재단, 170 쪽; 박병섭, 2014, 앞의 글, 162 쪽; 朴炳涉, 2014b, 「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(2)」, 『北東アジア文化研究』, 39号, p.37.

³¹ 朴炳涉, 2017, 前掲論文, pp.25-31; 박병섭, 2016, 앞의 글, 23-32 쪽.

³² Memorandum by Feary to Allison, Subject: Islands (1951. 8. 3), *Lot 54D423*, Box 8; 정병준, 2010, 『독도 1947』, 돌베개, 765 쪽.

³³ 外務省条約局, 1949, 『対日講和條約についての基本的要求』, 芦田均関係文書(国会図書館寄託)書類の部 No.230; 朴炳涉, 2016, 「サンフランシスコ講和条約後の日本の竹島＝独島政策」, 『北東アジア文化研究』 42号, p.2.

をおこなったが、日本政府はそれを黙認した³⁴⁾。日本政府にとって琉球(沖縄)や北方4島の帰属が重大事であり、竹島＝独島や、現在中国と問題になっている尖閣(釣魚)諸島などはほとんど重視されなかった³⁵⁾。一方、英国でも第1次対日平和条約草案にて竹島＝独島を Liancourt とすべきところを Miancourt と誤記するほどであった。英国の最終草案はリアンクール岩などを日本領外にし、日本地図の海の境界を示す地図を添付した³⁶⁾。

1951年4月から6月にかけて米英両国は共同草案を2回協議した。この時、濟州島を日本の領土にするかどうかをめぐる議論が注目される。英国は韓国戦争の推移をみて、濟州島を日本領にするのがいいだろうと提案した。これに対して米国はコリア全体が共産主義国家になると戦略的状況はかなり悪化するが、そのような状況で濟州島が韓国の一部かどうかは軍事的に大きな差を持たないと主張した³⁷⁾。結局、両国は濟州島を韓国の領土にすることに決めた。また、米国の提案によって共同草案には地図を添付しないことにした。その理由は、地図で日本を境界線で囲むと日本に心理的圧迫を与えるためとされた。しかし、本当の理由は、ソ連が占有しているハボマイ・シコタン両島の帰属を曖昧にするためであった³⁸⁾。地図を使用しないことによって竹島＝独島などに問題が生じた。地図を使用しないのなら、日本が放棄する島をすべて条文にて規定すべきであるが、多くの島が抜け落ちた。ハボマイ・シコタン以外にも竹島＝独島、大東島、南沙・西沙諸島などが抜け落ちた。南沙・西沙諸島はフランスの指摘によって日本の領域外として草案に明記した。また、大東島が抜け落ちているという連合軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)³⁹⁾から指摘を受けた米国国務省は日本外務省から提供された領土調書、『日本本土周辺の小島』(4)を調査し、大東島を日本の領域外と明記した。このとき、同書に記載されているリアンクール岩が共同草案に抜けていることをボグス(S. W.

³⁴⁾ 団議員は参議院外務委員会(1951.2.15)にて「[竹島＝独島が]どこに帰属するかということについても非常に疑惑がある。これは日本から離れるといたしましても、これはどこの国に帰属するか、ただ一つの離れ島でありますから、こういう問題も起ると思います」と発言した。朴炳涉, 2014b, 前掲論文, p.48; 박병섭, 2014, 앞의 글, 176 쪽.

³⁵⁾ 日本政府は米国へ送った下記の領土調書、『日本本土周辺の小島』(2)にて尖頭[尖閣]諸島は日本の南西諸島に含まれないと記したうえで、「尖頭諸島(面積は2平方マイル)は先島グループの北にあり、無人島で重要でない」と特記した。Foreign Office Japanese Government, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper*, Part II, Ryukyu and Other Nansei Islands, 1947, p.2; 朴炳涉, 2017, 前掲論文, p.24; 박병섭, 2016, 앞의 글, 26 쪽.

³⁶⁾ 정병준, 2010, 앞의 책, 576-577 쪽.

³⁷⁾ British Foreign Office, *Japan: Correspondence, F.O.371*, Vol.92554, FJ 1022/518; 原貴美恵, 2005, 『サンフランシスコ平和条約の盲点』, 溪水社, p.61; 박병섭, 2014, 앞의 글, 181 쪽; 朴炳涉, 2014c, 前掲論文, p.57.

³⁸⁾ Department of Office USA, 1951, *FRUS*, Vol. 6, Part 1, pp.1060-1061; 塚本孝, 1994, 「平和条約と竹島(再論)」, 『レファレンス』, 国会図書館, p.47; 박병섭, 2014, 앞의 글, 179 쪽. 朴炳涉, 2014c, 前掲論文, pp.55-56.

³⁹⁾ General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers. これを日本国会図書館は連合軍最高司令官総司令部と翻訳したのでこれに従う。
https://www.ndl.go.jp/constitution/gaisetsu/kenpo_ghq.html(検索日:2024.10.14).

Boggs)が発見した⁴⁰⁾。

ボグスは、1951年7月13日、共同草案にてリアンクール岩を韓国領にすべく、第2条(a)にて日本が放棄する「鬱陵島」の次に「リアンコルト岩」を追加するよう提案した。その3日後、1949年12月の米国草案にてリアンクール岩が日本領になっていることに気がついたボグスは「もし、リアンコルト岩を韓国領にするなら鬱陵島の次にリアンコルト岩を追加」するよう提案した⁴¹⁾。彼をはじめとして国務省は竹島＝独島についての経緯をほとんど忘れていたのである。

ボグスの提案に国務省が結論を出す前の7月19日、今度は駐米韓国大使の梁祐燦がダレスとの協議において新たに独島および波浪島を韓国領として条約に明記するよう要請した。これに関連して駐米韓国大使館員が米国国務省から前述のように独島の位置などに関する問合せを受けた。駐米韓国大使館から確かな情報を得られなかった米国は釜山に避難していた駐韓米国大使館に問い合わせた結果、8月8日、独島の位置や独島がリアンクール岩であるという事実を知った⁴²⁾。すると、国務次官補ラスク(D. Rusk)は前述の日本外務省の領土調書『日本本土周辺の小島』(4)などをもとにし、韓国の竹島＝独島に対する領有の要求を拒否する8月10日付け書簡を梁祐燦へ送った。

この書簡に対し、韓国外務部長官の卞栄泰がSF条約調印式後の9月21日にSCAPIN-677などを根拠にして書簡で反論し、韓国の領有を裏付ける韓日両国の歴史資料があると主張した。すると、駐韓米国大使館の二島書記官カーペンター(S. S. Carpenter)は、そうした歴史資料があるなら国務省へ伝達すると連絡した⁴³⁾。しかし、韓国政府が竹島＝独島に関する資料を送ったという記録はないようである。

このようにSF条約調印後も竹島＝独島に関する韓米協議がなされたが、両国は結論を出せなかった。この結果、米国は先のダレス電文にみられるようにラスク書簡の立場を継承した。しかし、米国はリアンクール岩を積極的に日本の領土にしようとはしなかった。米国は卞栄泰の書簡によって、韓国が竹島＝独島を実際に統治していることや、韓国が主張する竹島＝独島領有権の根拠を知ったことによって、竹島＝独島の領有権問題は解決が容易でないとみたのか、消極的な態度に変じた。1951年12月、米国はSCAPIN-677を改定した時も依然としてリアンクール岩を日本国の定義から除外した条項をそのままにしてSCAPIN-677/1を指令した⁴⁴⁾。また、SF条約に竹島＝独島を反映させることもしなかった。すでに各国が調印済み

⁴⁰⁾ 朴炳涉, 2017, 前掲論文, p.24; 박병섭, 2016, 앞의 글, 21-22 쪽.

⁴¹⁾ “Spratly Island and the Paracels, in Draft Japanese Peace Treaty”, 影印は、이석우, 2006, 앞의 책, 245-246 쪽; 정병준, 2010, 앞의 책, 759 쪽.

⁴²⁾ 국사편찬위원회 편, 2008, 앞의 책, 232 쪽; 정병준, 2010, 앞의 책, 776 쪽.

⁴³⁾ “TRANSMITTAL OF LETTER FROM MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS ON KOREAN CLAIM TO DOKDO ISLAND”, U.S. NARA RG 84, Korea, Seoul Embassy, Classified General Records, 1953-55, Entry Seoul, Korea, 1950-55, Box 12, 322, 795.022/10-351: Liancourt Rocks, 1952-54; 朴炳涉, 2017, 前掲論文, p.31; 박병섭, 2016, 앞의 글, 32 쪽. 卞栄泰書簡の影印は、박병섭, 2019, 앞의 글, 55 쪽.

⁴⁴⁾ 指令 SCAPIN-677/1 は、南西諸島における日本の領土範囲を従来の北緯30度以北から北緯

の条約を変更することは手続き上困難であった。調印という行為には条約文の確認作業も含まれるので、確認済みの条約文は多数国間条約の場合には修正できないのである⁴⁵⁾。

結局、対日平和条約は翌1952年4月28日にSF条約として発効した。上の経緯からすれば、連合国がSF条約にて竹島＝独島の所属を決定しなかったことが確実である。これに対し、日本外務省はSF条約担当であった川上健三が1966年になって、「平和条約第二条(a)にいう、日本がその独立を承認する「朝鮮」のうちにそれ[竹島＝独島]が含まれているかどうか、ないしは竹島[独島]の島根県編入という措置が、国際法上の領土取得の条件からみてどのように判断すべきであるか、等という問題の検討は、法律専門家にまつ⁴⁶⁾と記した。川上は、竹島＝独島の所属は国際法にて確定しなかったと判断したと見られる。

これは川上個人の見解というより、外務省が国際法学者の諮問を受けた末に到達した見解であったといえる。外務省条約局は1953年10月から1954年1月まで韓国との竹島＝独島に関する領有権論争に備えるために国際法学者や歴史学者らを集めて研究会を開いて彼らの研究成果や学問的意見をきき、その成果を印刷物にした。この研究に参加した国際法学者は、横田喜三郎(東京大学教授)、大平善梧(一橋大学教授)、榎本重治(海軍省書記官)、高野雄一(東京大学助教授)、寺沢一(東京大学助教授)、皆川洸(神戸外国語大学教授)である⁴⁷⁾。これら多くの国際法専門家の諮問を受けても外務省はSF条約にて竹島＝独島がどのように解釈されるのかについて国際法上の見解を持つことができなかった。SF条約が竹島＝独島に関して何も決められなかったのが当然である。

IV. サンフランシスコ平和条約の有効性

SF条約に対して現状維持原則を適用するなら、SF条約が有効であることを示す必要がある。現代国際法にて条約が無効になる要件は、条約法条約によって規定されている。その一例として、第52条(武力による威嚇又は武力の行使による国に対する強制)は、「国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する武力による威嚇又は武力の行使の結果締結された条約は、無効である」と規定した。これは国連憲章の成立時(1946.10.24)までには慣習法になっていたとされるので⁴⁸⁾、SF条約にも適用される。この規定は、「違法行為国が被害国

29度以北へ広げるものであり、サンフランシスコ平和条約第3条の一部を先行実施した。

⁴⁵⁾ 浅田正彦, 2019, 『国際法』第4版, 東信堂, p.59.

⁴⁶⁾ 川上健三, 1996, 『竹島の歴史地理学的研究』, 古今書院(復刻新装版), p.296.

⁴⁷⁾ 外務省, 年度不明, 『日韓国交正常化交渉の記録』XV「竹島問題」(公開文書番号910), p.52; 박병섭, 2015, 「샌프란시스코 강화조약 전후 일본의 독도 정책」, 『독도연구』, 19호, 272-273쪽; 朴炳涉, 2016, 前掲論文, p.16.

⁴⁸⁾ この条項は広見正行によれば、「漁業管轄権」事件(英国対アイスランド)管轄権判決(1973年)においてICJによって慣習国際法として認定されており、少なくとも国連憲章の発効に伴い慣習国際法としての地位を確立したものと考えられる。広見正行, 2015, 『現代国際法における国際武力紛争終結の法理』, 上智大学(2014年度学位論文), p.14.

かにかかわらず、この種の戦勝国の恣意を強制する伝統的な平和条約を無効とする趣旨であると解釈することができる⁴⁹⁾とされる。

一方、このような規定に抵触しない特別な場合が条約法条約第75条に規定されている。第75条(侵略を行った国の場合)は、「この条約は、侵略を行った国が、当該侵略に関して国際連合憲章に基づいてとられる措置の結果いずれかの条約に関連して負うことのある義務に影響を及ぼすものではない」と規定した。したがって、日本などの侵略国は、国際連合憲章に基づく措置であるSF条約に必ず従う義務がある。SF条約は前文で、「日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し⁵⁰⁾と記した。したがって、SF条約は国際連合憲章に基づいてとられる措置の結果として見る事ができるようである。そうであるなら日本は無条件でSF条約に従わなければならない。

一方、第75条を取り上げると、最近では日本政府を納得させることが無理である。1995年当時は、首相の村山富市の談話に見られるように、日本政府はアジア・太平洋戦争を侵略戦争と認めた。しかし、2013年4月、首相の安倍晋三は「侵略の定義に関しては学界でも国際的にも定められていない」と虚偽の発言をし⁵¹⁾、日本の侵略戦争を認めなかった⁵²⁾。このような日本政府を納得させるためには、条約法条約第75条の代わりに第52条を取り上げるのが手っ取り早い。

第52条をSF条約に適用する場合、SF条約において武力の威嚇等を背景とする連合国の恣意的な強制があったのかがキーになる。これを知るために日本政府のSF条約に対する反応を見ることにする。SF条約調印式にて日本の全権である吉田茂首相は、「多数国間における平和解決にあつては、すべての国を完全に満足させることは、不可能であります。この平和条約を欣然受諾するわれわれ日本人すらも、若干の点について苦悩と憂慮を感ずることを否定できません」と発言した。吉田のいう若干の苦悩と憂慮とは、①領土の処分問題、②経済問題、③未引揚者問題の3項目である。これらの中で③は恣意の強制とは関係ないので、①と②について考える。

1. 領土問題

1) 日本政府の領土に対する希望とSF条約の決定

<http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/00000035426>

(検索日:2024.10.14)。

⁴⁹⁾ 広見正行, 2015, 前掲書, p.16。

⁵⁰⁾ 鹿島平和研究所, 1983, 『日本外交主要文書・年表』第1巻, 原書房, pp.419-420。

⁵¹⁾ 参議院, 『予算委員会議事録』2013.4.23, p.4。

⁵²⁾ 国際的な侵略の定義は、「国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使をいう」(国際連合総会決議、UNGA Res. 3314, 1974.12.14)。

SF条約で決定した日本の領土は、日本政府が希望していた範囲とは大きな違いがある。日本が領有を希望する島々は、日本外務省が作成した先の秘密資料『対日講和条約に関する基本的要求』に見ることができる。これを SCAPIN-677 および SCAPIN-841⁵³にて日本国の定義から除外された島々およびSF条約で決定された日本領土と比較すると、〈表1〉のとおりである。表中、大東島・硫黄島・沖ノ鳥島・南鳥島は、当時はほとんど価値のない小さな島々である。

〈表1〉日本の希望とSF条約の決定

SCAPIN-677, 841(日本国外)	日本の希望	SF条約
鬱陵島・濟州島	無記載	コリア
リアンクール岩	無記載	無記載
南西諸島(北緯 30 度以南)	○	△(北緯 29 度以南)
(南西諸島中、琉球)	○住民投票で決定	△
小笠原島	○	△
大東島、硫黄島	無記載	△
沖ノ鳥島、南鳥島	無記載	△
中ノ鳥島(不存在)	無記載	無記載
クリル列島	○	×
ハボマイ、シコタン	○	無記載
サハリン南部	○	×

△:米国の信託統治を予定、×:日本から分離

上の表のように、SF条約にて日本領と認められた島は、北緯29－30度にある南西諸島のみである。それ以外、日本政府の希望はまったく実現しなかった。したがって、日本の領土は連合国が恣意的に決定し、日本政府を強迫して認めさせたのではないかという疑いが生じる。特に、日本全権吉田がSF条約の調印式にて苦悩と憂慮を表明した地域は、①北方諸島のハボマイ、シコタン、千島(クリル)列島、②南方諸島の小笠原島および南西諸島の琉球および奄美大島である。これらがどのように処理されたのか二段階に分けて分析する。第一段階は停戦協定が中心であり、時期はカイロ宣言(1943.12.1)から SCAPIN-841(1946.3.22)まで、第二段階はそれ以降、SF条約までである。

2) 停戦協定と第一段階の領土処理

1945年7月、米・英・中の三か国が日本に降伏を促すポツダム宣言を発表し、ソ連が宣

⁵³ 1946年3月22日、SCAPIN-677を改定するSCAPIN-841が指令され、伊豆諸島が日本国の定義に入った。

言国の一員として参加した。ポツダム宣言の第8項は、「カイロ宣言は履行されなければならない、また、日本国の主権は本州、北海道、九州および四国、ならびに連合国が決定する諸小島に限定される」と規定した。連合国とは、後述の「降伏文書」では米・英・中・ソの四か国とされた。

日本政府は8月14日、ポツダム宣言を受け入れる意思を連合国に通告し、9月2日、盛大に挙行された降伏式にて「降伏文書」に署名した。これによって停戦協定が発効した。この協定は伝統的な方式と大きく異なる。伝統的な停戦協定は単に軍事的側面のみを規定したが、この停戦協定はポツダム宣言がそのまま引用され、本来平和条約交渉で論議すべき領土の処分だけでなく、政治的・経済的・社会的側面の原則まで定めた⁵⁴⁾。この停戦協定はカイロ宣言に従い、日本の侵略戦争を終わらせる武力行使の結果である。カイロ宣言は、「三大同盟国は日本国の侵略を制止」するために今次の戦争を遂行するとうたった。停戦協定は、もちろん時際法にかなうものであり、不法ではない。

日本との停戦協定が発効するや、連合国はカイロ宣言の領土条項を実施した。この条項は、「同盟国の目的は日本国より1914年の第一次世界戦争の開始以後において日本国が奪取し、または占領したる太平洋における一切の島嶼を剥奪すること、ならびに満洲・台湾および澎湖島のごとき日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することにある。また、日本国は暴力および貪欲により日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐されるべし」と記した。この宣言を実行するために連合国は日本政府・日本軍に降伏を命じた一般命令第1号「陸軍・海軍」を指令し⁵⁵⁾、アジア・太平洋に駐屯する日本軍の武装を解除して制圧した。これらの地域は SCAPIN-677 第4項にて日本国の定義から除外された。

上の一般命令第1号は、米・英・ソの3か国が同年2月に結んだヤルタ協定の領土条項も反映した。その内容は、日本はサハリン南部をソ連に返還し、クリル列島をソ連に引き渡すべしと規定した。ソ連は一般命令第1号に従って北方諸島を占領し、自国領に編入した。その中にはハボマイ・シコタンも含んでいた。

一方、連合国はポツダム宣言第8項により、日本周辺の島嶼の帰属を決定する権限を持つようになった。この権原を連合国最高司令官(SCAP)が暫定的に実施したのが、日本政府に対する指令 SCAPIN-677 第3項及び SCAPIN-841 である。この結果を SCAPIN-677・841 体制と呼ぶことにする。こうして連合国は停戦協定による第一段階の日本領土の処理を完了した。

3) 第二段階の領土処理とSF条約

第一段階で日本国の定義から除外された地域の最終的な帰属を決定するのが、第二段

⁵⁴⁾ 高野雄一, 1953. 「第二次大戦の占領・管理—日本の場合を中心として—」、「国際法講座」第3巻、有斐閣、p.232。

⁵⁵⁾ “GENERAL ORDER No.1, MILITARY AND NAVAL”, Office of the Supreme Commander for the Allied Powers. 박병섭, 2014, 앞의 글, 142 쪽. この命令は1945年8月19日、フィリピンマニラで日本政府代表団に予告された。竹前栄治, 1983, 『GHQ』, 岩波書店, p.36。

階である対日平和条約の役割である。ところが〈表1〉にある諸島の中で連合国が最終的な帰属をSF条約に明記した地域は、鬱陵島・濟州島および北緯29～30度にある南西諸島のみである。残りの地域は最終的な帰属先を明記せず、平和条約としては異例なものになった。このように処理された背景には停戦協定以後、激化した米・ソ冷戦がある。1950年、冷戦が韓国戦争に発展するや、対日平和条約に対する米国政府の考えが急変した。軍部は、それまでは対日平和条約にソ連を参加させるべきであると主張して国務省と対立したが、共産主義国家と戦うようになるや、その主張を撤回した。また、国務省は日本を軍事的に強化する必要性を痛感し、軍部の戦略にしたがって琉球などを米国が直接統治する方途を模索した。こうして米国内の対立が解消し、対日平和条約の策定が加速した⁵⁶⁾。国務省は冷戦を考慮して北方諸島および南西・南東諸島に関する草案を作成した。

(1) 北方諸島

本来、北方諸島は、共同草案を作成した米英両国自身が締結したヤルタ協定に従えば、ソ連に帰属するとSF条約に規定すべきである。しかし、両国は冷戦によってソ連と対立するようになるや、ソ連を利する行為に慎重になり、北方諸島の帰属先をSF条約に明示しなかった。SF条約の第2条(c)は「日本国は、クリル[千島]列島並びに日本国が1905年9月5日ポーツマス条約の結果として主権を獲得したサハリンの一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定し、帰属を明示しなかった。

このクリル列島にハボマイ・シコタンを含むかどうかであるが、日本政府は千島(クリル)列島の範囲は条約で明示されていないと説明し⁵⁷⁾、ハボマイ・シコタンが日本領になるのかどうかなどについてSF条約の解釈を保留していた。一方、米国はハボマイ・シコタンを日本領とするのが適当と考えたが、ダレスは米英協議にて、「ソ連がハボマイ・シコタンを占領していることからして、日本への返還を明確に規定しない方が現実的」と提案し、英国も了承した⁵⁸⁾。こうした経緯からダレスはSF条約調印式にて「クリル列島にハボマイ群島を含まないというのが米国の意見である。もしこの点について紛争が起きるとすれば、第22条にもとづいて国際司法裁判所にそれを付託することができる」と公式に断言した。

日本政府はダレス発言から重要な言質を得たことになる。ダレスはシコタンについては何も語らなかったが、日本政府はダレス発言を拡大解釈してシコタンも条約において日本の領土になったとみなした。吉田は「北海道の一部であるハボマイ・シコタンをソ連が占領している」と述べてソ連全権を非難した。さらに、吉田は「千島列島南部」の二島、クナシリ・エトロフはかつて帝政ロシアが1850年代に日本領と認めた島であると説明し、これらをソ連が自国領に編入した不当性を非難した。しかるに、この発言はクナシリ・エトロフが条約にいうクリル(千

⁵⁶⁾ 朴炳涉, 2014b, 前掲論文, p.37.

⁵⁷⁾ 外務省, 2007, 『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』, 外務省, p.674.

⁵⁸⁾ Department of Office USA, 1951, *Foreign Relations of the United States(FRUS)*, Vol.6, Part 1, U.S. Government Printing Office, p.1114; 朴炳涉, 2014d, 前掲論文, p.56; 박병섭, 2014a, 앞의 글, 179 쪽.

島)列島の南部である、すなわち同列島に含まれることを日本政府が認めたことを意味する。こうした北方四島の認識は、日本政府が1946年に米国を通じて連合国に配布した領土調書、『日本本土周辺の小島』(1)⁵⁹⁾の認識と一致するので、当時の日本政府の基本認識だったことが確実である。ちなみに、現在の外務省は、クナシリ・エトロフは千島(クリル)列島に含まれないと主張するが⁶⁰⁾、これは禁反言の原則に反する。

(2) 南西・南方諸島

米ソ冷戦の結果、米国は極東の安全保障を重大視する考えから日本の南西・南方諸島を自国の基地のように自由に利用する必要があると判断し、そのためには米国が直接統治すべきであるという方針を堅持した。英国も同様の方針であり、日本はこれらの地域に対する主権を放棄すべきであると考えていた。

1951年1月、ダレスが来日し、対日平和条約を論議した。このとき吉田は南西諸島などを持ち出し、「日本はアメリカのいかなる軍事上の要求に応じるので、琉球・小笠原諸島の信託統治は再考してほしいが、どうしても信託統治が必要な場合は日本も共同施政権者になりたい」と要望した。ダレスは、「国民感情はよくわかるが、[ポツダム]降伏条項で決定済みであって、これを持ちだされることは、アンフォーチュネートである。セトルしたことと考えてもらいたい」⁶¹⁾と述べてきっぱり拒否した。ダレスの発言に衝撃を受けた吉田は琉球などの領有をあきらめざるを得なかった。

しかるに、米国による南西・南東諸島の直接統治は法的根拠に乏しく、ソ連の反対が明らかであった。そこで米国は批判を緩和するために名目上の信託統治をSF条約に規定した。第3条は、米国が南方諸島および北緯29度以南の南西諸島に対して信託統治を行うことを国際連合に提案する、それまでは米国が統治すると規定した。国際連合憲章は信託統治制度を規定しており、第77条第1項(b)は「第二次世界大戦の結果として敵国から分離される地域」は協定によりこの制度が適用されると規定している。ダレスはSF条約の調印式で南西・南方制度を信託統治とする理由について、「連合国の意見がこのように[ふたつに]割れているので、「最良の方式はこれらの島を、米国を施政権者とする国際連合の信託統治制度のもとにおくことを可能としながら、他方、日本に残りの主権(residual sovereignty)を保有することを許すことである」と説明した⁶²⁾。ダレスのいう残存主権の意味は、米国は統治権を有するが、領有権は日本にあるということであろう。

ダレスの発言を日本は喜んで受け入れた。吉田は、「奄美大島、琉球列島、小笠原群島、

⁵⁹⁾ Foreign Office Japanese Government, 1946, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper*, Part I, The Kurile islands, The Habomais and Shikotan. 原貴美恵, 2005, 前掲書, pp.122-124; 박명섭, 2014a, 앞의 글, 153-154 쪽; 朴炳涉, 2014b, 前掲論文, pp.55-56.

⁶⁰⁾ 外務省, 2023, 『われらの北方領土』2023年版, 外務省, p.11.

⁶¹⁾ 外務省, 2002, 『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第2冊, pp.149-150 & 158; 박명섭, 2014a, 앞의 글, 164 쪽; 朴炳涉, 2014c, 前掲論文, p.39.

⁶²⁾ 毎日新聞社, 1952, 前掲書, p.487.

そのほかSF条約第3条によって国際連合の信託統治制度の下におかれることあるべき北緯29度以南の諸島の主権が日本に残されるというアメリカ合衆国全権および英国全権の発言を、私は国民の名において多大の喜びをもって諒承する」と歓迎した。吉田は、完全に諦めていた琉球などに日本の残存主権があると、他ならぬダレスが認めたので、非常に重要な言質を得た。しかし、ソ連やインドは最後まで反対した。ソ連全権はSF条約の調印式にて米国は米・英・中、三か国が領土拡張の意思がないと明らかにしたカイロ宣言に違反すると非難した。カイロ宣言は、「同盟国は自国のために何らの利得をも欲求するものではない。また、領土拡張の念を何ら有するものでない」と記録した。また、インドはSF条約の調印式に参加しなかったが、その理由の一つが琉球など領土問題である。

上記の経緯から明らかなように、領土問題にて武力を背景にした連合国による恣意の強制はなかった。むしろ SF 条約は SCAPIN-677・841 体制を改善するなど日本の利益になる。日本の恩恵は、①ハボマイは日本から完全に分離されるクリル列島に属しないと米国から言質を得た、②日本の領域が北緯30度以北から北緯29度以北に拡大され、南方諸島および北緯29度以南の南西諸島には日本の領有権が残っていることなどである。日本外務省・法務府は、吉田が語る苦悩と憂慮について、「この程度の苦悩と憂慮は、古い日本が世界に与えた苦痛と惨害を思えば、あるいは当然の報いであるのかもしれない」⁶³と主張し、自ら苦悩と憂慮を受け入れる意思を示した。このようにある程度の犠牲はあったが、日本は贖罪意識から領土問題に関する SF 条約の規定を受け入れた。

2) 経済問題

吉田は条約調印式において、日本は条約によって全領土の45%をその資源とともに喪失し、日本人は残りの荒廃した地域に閉じ込められるので経済が困難である、そのために特定の連合国に賠償を支払うことができるかどうか懸念していると述べた。吉田のいう「特定の連合国」とは、賠償を要求するフィリピン、インドネシア、ベトナム、ビルマ(ミヤンマ)など日本による被害が大きかった東南アジア4カ国である。

賠償に関する条約第14条(a)は「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される」と規定し、日本経済の実情に配慮していた。

当初、米国は英国と同様に懲罰的な対日平和条約草案を作成していた。また、英米両国とともにカイロ宣言をおこなった中華民国は特に戦犯問題・賠償問題を重視し、1944年末には賠償額を500億ドル強と算定していた⁶⁴。

⁶³ 外務省条約局・法務府法制意見局, 1951, 『解説 平和条約』, 印刷庁, p.8.

⁶⁴ 川島真, 2022, 「第7章 戦後初期中国における対日講和観」, 『サンフランシスコ講和と東アジア』, 東京大学出版会, p.183.

しかし、米ソ冷戦の進行によってよく知られているように、1947年ころから米国は極東戦略を転換した。米国は日本を米国に友好的な太平洋経済圏に統合し、頼りになる米国の同盟国にすることを目指すようになった⁶⁵⁾。そのため、米国は、日本の経済的負担が軽くなるよう対日平和条約にて配慮するようになった。

結局、条約第14条(b)は、「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する」と規定し、東南アジア4か国以外の連合国は基本的に日本に対する賠償を放棄した。このような賠償の放棄条項が記されたSF条約は、巨額の賠償を恐れていた日本にとって歓迎すべきものであり、経済面においても連合国の恣意的な強制はなかったのである。なお、条約調印式に招待されなかった中華民国は、1952年に日本との平和条約を締結し、SF条約の趣旨を尊重して賠償を放棄した。

日本全権である吉田茂首相はSF条約を調印して帰国したときにSF条約について、「この種の条約としては世界の歴史に例を見ない公正なもの」と激賞した⁶⁶⁾。この発言からわかるように、SF条約では連合国による恣意の強制はなく、条約法条約の第52条に抵触しない。そうであれば、SF条約に規定されなかった事項に関しては「事実上の現状維持原則」の適用が可能である。

V. 「事実上の現状維持原則」の適用と問題点

1. 竹島＝独島に対する適用

SF条約は、第2条(a)にて鬱陵島・濟州島・巨文島をコリアの領土とした。コリアで唯一の合法政府は国連総会決議第195号(1948.12.12)によって大韓民国政府とされた。したがって、韓国は上記3島の領有権を有する。韓国はSF条約の締結国ではないが、同条約第21条によって韓国は第2条などの利益を受ける権利を有する⁶⁷⁾。

一方、SF条約は竹島＝独島を明記できなかった。SF条約は条約法条約に照らして違法性がないので、SF条約に規定がない竹島＝独島へは「事実上の現状維持原則」を条約締結時に適用できる。その当時、韓国が竹島＝独島を統治していた。特に、1948年6月、竹島＝独島で米軍機爆撃事件が起きた時は過渡政府が事件を処理し、独立後は慶尚北道知事が

⁶⁵⁾ Department of Office USA, 1947, *FRUS* Vol.6, Government Printing Office, pp.485-486; 박명섭, 2014, 앞의 글, 157 쪽; 朴炳涉, 2014b, 前掲論文, p.51.

⁶⁶⁾ 外務省条約局・法務府法制意見局, 1951, 『解説 平和条約』, 印刷庁, p.3.

⁶⁷⁾ 利益を受ける権利のみ有し、損失を受けなければならない義務はない。최지현, 2023, 「한국의 샌프란시스코 대일평화조약 비당사국 지위와 독도」, 『독도연구』 34 호, p.60-61.

犠牲になった漁民のために慰霊碑を竹島＝独島に立てるなど竹島＝独島を実効的に支配していた。一方、日本は SCAPIN-1033(1946.6.22)によって日本の船舶や人員がリアンクール岩(竹島＝独島)に近づいたり、同島とコンタクトをもってはならないという規定によって竹島＝独島は日本から完全に分離された。したがって、事実上の現状維持の原則によって竹島＝独島は韓国が領有権を有することになるが、現代国際法では次のように少し問題がある。

2. 二つの現状維持原則

歴史的に実効的な占有を基礎とする「事実上の現状維持原則」は、法的権原を基礎とする「法上の現状維持原則」としばしば衝突することがあった。この場合、後者が優先されるのは「はじめに」で述べたとおりである。朴喜権は、「歴史上スペインの支配下にあった中南米諸国間でも UTI POSSIDETIS [JURIS]の補助概念として UTI POSSIDETIS DE FACTO が援用されたりした」⁶⁸⁾とされる。こうした事情を考えると、竹島＝独島が前述のように「事実上の現状維持原則」にて韓国領と判断されても、「法上の現状維持原則」によって覆されることもあり得る。

実効的な占有・活動と法的権原との関係について、ICJはブルキナファソ／マリ国境紛争事件にて明確な判決を示した。この事件は、1960年にフランスからそれぞれ独立したブルキナファソとマリが両国間の国境をめぐる争い、武力衝突まで起こした国境紛争事件である⁶⁹⁾。国際司法裁判所にてブルキナファソは「法上の現状維持原則」が本件の適用法であるという立場に立った。すなわち、ブルキナファソは植民地行政当局の実効的な活動(effectivités)によって現存する法的権原が支えられることを認めるが、その証拠的価値はあくまでも法的な権原によって体系的に比較されるべきであり、どのような状況にあっても行政当局の実効的な活動が法的権原を代替することはないと主張した。これに対し、マリは、条約の文言に反する場合に実効的な行動を考慮に入れることができないことを認めるが、協定上や立法上国境線が存在しない場合にはどのような実効的な行動が行われていたかを調査することは不可欠の作業であるとして、その補完的な役割を強調した(para.63)⁷⁰⁾。

このような両国の主張に対し、ICJ判決(1986.12.22)は次のとおりである。①事実が法と完全に合致する場合、すなわち実効的な活動(effectivités)が「法上の現状維持原則」につけ加えられる場合、‘effectivités’の唯一の役割は法的権原から導き出される権利行使を確認することである。②事実が法に合致しない場合、すなわち紛争の対象となる領域が法的権原を有する国家以外によって実効的に管理されている場合、権原保持者が優先される。③‘effectivités’がいかなる法的権原とも共存しない場合、‘effectivités’は必ず考慮されなけれ

⁶⁸⁾ 박희권, 1990, 「UTI POSSIDETIS 의 연구」, 『국제법학회논총』 35 권 1 호, 194 쪽.

⁶⁹⁾ 波多野里望・尾崎重義, 1996, 『国際司法裁判所 判決と意見・第二巻』, 国際書院, p.313.

⁷⁰⁾ ICJ REPORTS, CASE CONCERNING THE FRONTIER DISPUTE (BURKINA FASO / REPUBLIC OF MALI) JUDGMENT OF 22 DECEMBER 1986. 以下 ‘para.’は ICJ REPORTS の paragraph を指す。許淑娟, 2012, 『領域権限論』, 東京大学出版会, p.230.

ばならない。④最後に、法的権原がそれに関係する領域の範囲を正確に示すことができない場合、‘effectivités’は実行上においてどのように[法的]権原が解釈されているかを示す本質的な役割を果たす(para.63)⁷¹⁾。このようにICJは、「法上の現状維持原則」が優先することを示し、これが存在しない場合③や、あいまいな場合④にのみ実効的な活動(占有)が本質的な役割をはたすと判断した。この基準などを元に、ICJはブルキナファソ／マリ間の国境を決定した。このように「法上の現状維持原則」が優先するので、本稿はその原則を韓国の独立時に適用する。また、日本の独立回復時に適用が可能かどうか検討する。

一般的に「法上の現状維持原則」の適用時点は国家が独立する瞬間が基本である。これは独立後の国境を安定させるために重要であり、独立した瞬間の領域状況を写真に撮ったような法的文書が何よりも重視される⁷²⁾。

VI. 日韓両国の独立と「法上の現状維持原則」

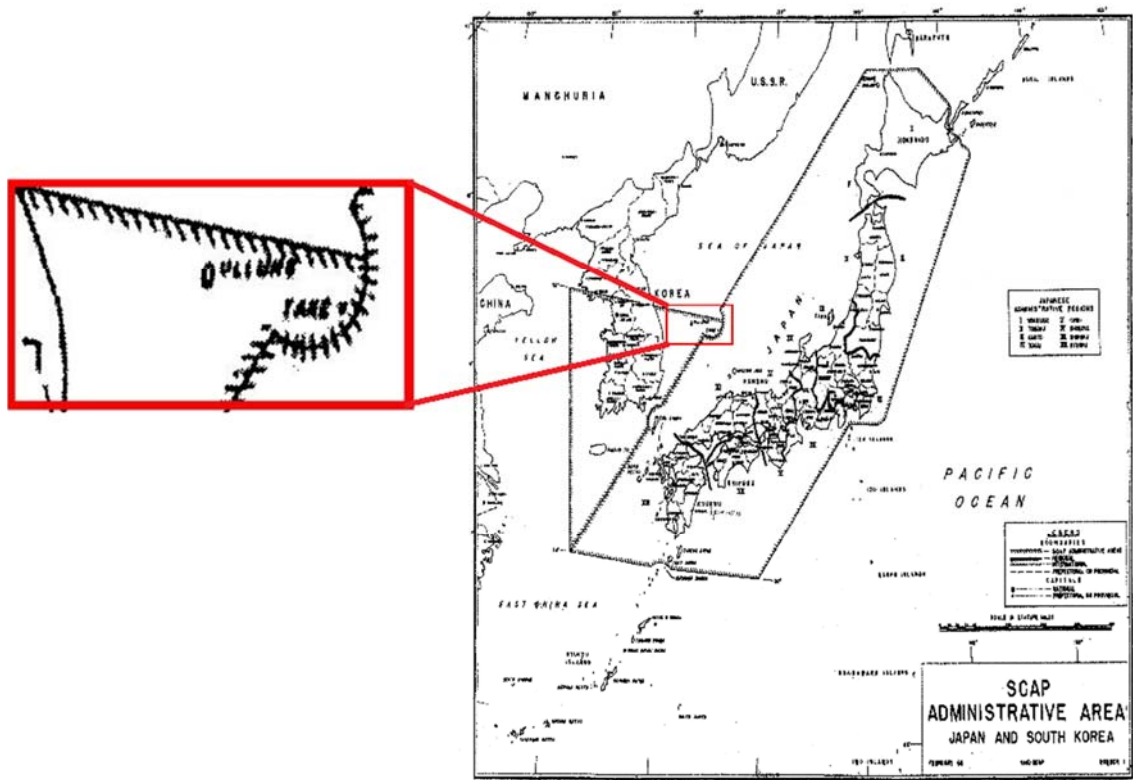
1. 韓国に対する「法上の現状維持原則」の適用

1945年の終戦直後、南コリアの区域は米国太平洋陸軍 (AFPAC: Army Forces, Pacific Ocean Areas)の管轄下にある在コリア米国陸軍総司令部軍政庁 (USAMGIK: United States Army Military Government in Korea, 米軍政庁と略称)によって支配された。1947年、AFPAC は米国極東軍(FECOM)に改編された。翌年8月、韓国は米軍政庁の支配から独立した。その時、韓国が米軍政庁から継承した領域は<図1>「SCAP管轄区域／日本および南コリア」⁷³⁾(「SCAP管轄区域図」と略す)に示されるとおりであり、竹島＝独島を含む。

⁷¹⁾ 許淑娟, 2012, 前掲書, p.230. 許淑娟は原文にある‘Act’を事実と訳した。

⁷²⁾ 許淑娟, 同上書, p.227.

⁷³⁾ 地図の出典は、NARA, RG 554, Entry A1 1256, Records Regarding the Okinawa Campaign, U.S. Military Government in Korea, U.S.-USSR Relations in Korea, and Korean Political Affairs, 1945 - 6/30/1949, Box7(韓国國史編纂委員會 電子圖書館から再引用)。



<図1> 「SCAP 管轄区域／日本および南コリア」(出典：NARA, RG 554, Entry A1 1256, Records Regarding the Okinawa Campaign, U.S. Military Government in Korea, U.S.-USSR Relations in Korea, and Korean Political Affairs, 1945 - 6/30/1949, Box7. 再引用は、韓国國史編纂委員會 電子圖書館)

本来、「法上の現状維持原則」は国家が独立する瞬間に適用されるのが基本であるが、竹島＝独島、鬱陵島、濟州島などの所属についてはその瞬間には適用できない。その理由は、日本が受け入れたポツダム宣言の第8項が、日本周辺の小島の帰属は連合国が決定すると規定したからである。第8項は、ポツダム宣言全体構想の中では些細な問題に見えるが、米国にとっては決して小さな問題ではなかったのであろう。太平洋の海洋覇権を重視する米国はソ連が反発しようが、インドが反対しようが、琉球などを米国の要塞とすることを重要視し、日本周辺に対し米軍の望みどおりに海の境界を設けた。それを図示したのが SCAPIN-677 の第3項を反映した「SCAP管轄区域図」である。

ただし、SCAPIN-677 は暫定的な決定であり、最終決定ではないことが SCAPIN-677 の第6項に明示されている。最終決定は対日平和条約によって行われるのが原則である。したがって、韓国は独島・濟州島・鬱陵島に対して統治権を持つが、領有権は対日平和条約が発効し、日本の領域が確定する時に一緒に決定される。実際に濟州島でさえ日本の領土になる可能性があったことは先に書いたとおりである。したがって、独島など韓日間の小島に対して「法上の現状維持原則」を適用するには、日本の独立が回復される対日平和条約の発効時

まで留保されなければならない。その時、日本の領土や日韓間における海の国境が確定する。

2. 日本の独立回復と「法上の現状維持原則」の適用

先の地図「SCAP管轄区域図」は、1946年当時、米国が竹島＝独島を韓国の領域として扱ったことを証明できる資料である。ところが、この地図はあたかも南部コリアを SCAP の管轄区域であるかのように描いたが、1946年当時、南コリアは太平洋陸軍(AFPAC)下、米軍政庁が管轄していたはずである。その場合、この地図の信頼性が疑問視される可能性がある。なので究明が必要である。

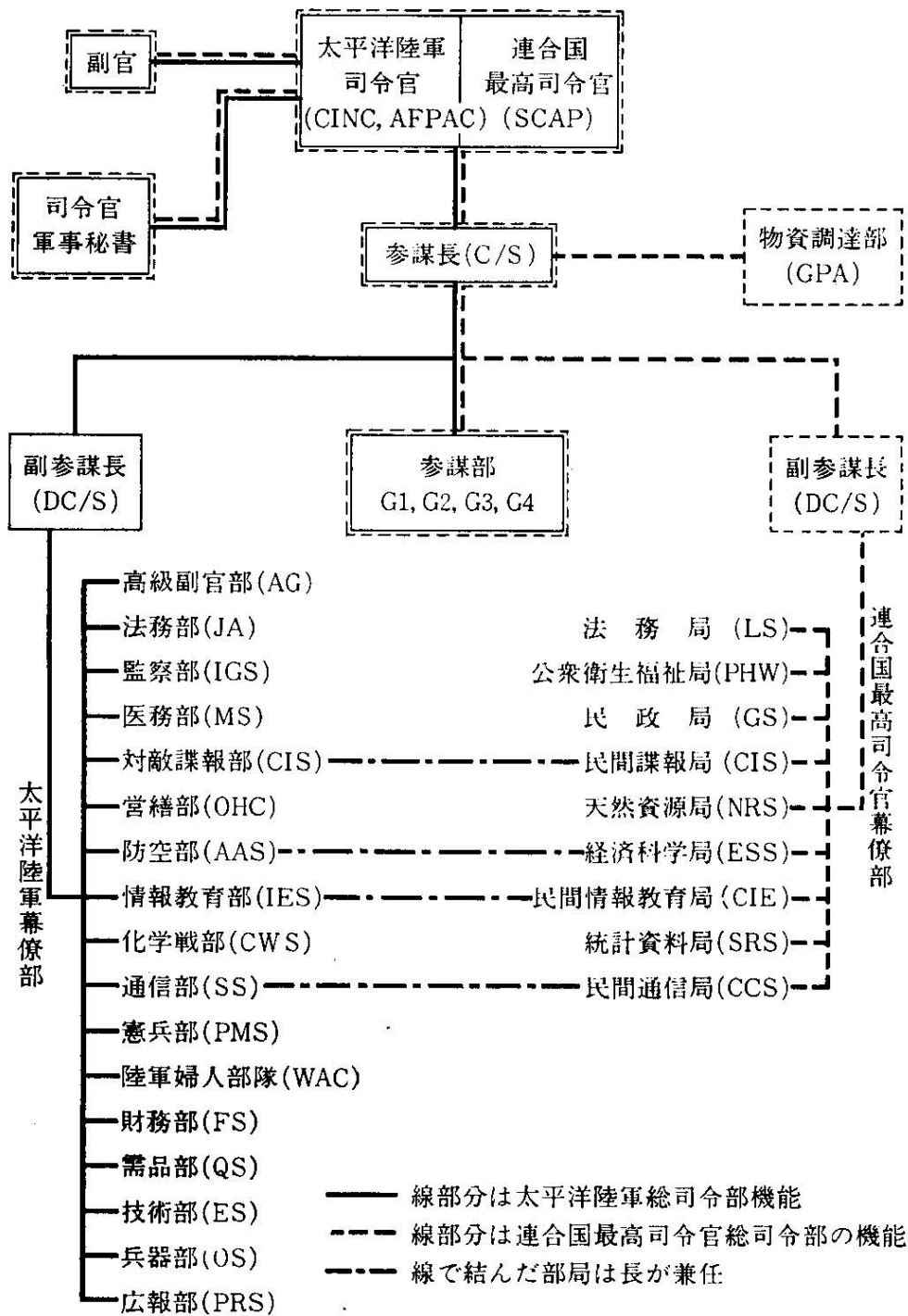
この疑問について、朴炳渉は「マッカーサーが SCAP と AFPAC 司令官を兼任した関係上、GHQ 各省庁は韓国での米軍政に関する特定の問題について、ある時期までマッカーサーに助言をした⁷⁴。その間に〈図1〉が描かれたので、韓国領域が SCAP 管轄のように描かれた」と簡単に説明した⁷⁵。この説明を補足するため、当時の日本がどのように統治されたか詳細に調べる。

1945年8月、日本政府はポツダム宣言を受け入れ、9月2日、降伏文書に署名することで停戦協定を連合国と結んだ。連合国は、ポツダム宣言を実行するために AFPAC 司令官マッカーサーを SCAP として兼任させ、日本へ派遣した。マッカーサーは、SCAP 総司令部(GHQ)を創設したとき、多くの人材を彼が管轄する AFPAC に求めた。これにより、両組織は司令官だけでなく副官や実務責任者である参謀長、「GHQ/SCAP および AFPAC 組織図」⁷⁶(〈図2〉参照)の一点鎖線(—・—)で示すように、GHQ/SCAP 局長の半数近くが AFPAC 部長を兼務した。また、AFPAC 総司令部(GHQ)は東京にある GHQ/SCAP と同じ建物内にあり、マッカーサーは GHQ/SCAP と GHQ/AFPAC をほぼ一体のように運用した。したがって、AFPAC の仕事は部分的に SCAP の仕事になったので、「SCAP管轄区域図」が自然に作成されたのである。

⁷⁴ 助言をおこなった時期は、天川晃他編、1996、『GHQ 日本占領史』第2巻、日本図書センター、p.72によると、GHQ 民政局は1947年2月まで、その他は1948年3月までとされる。

⁷⁵ 박명섭, 2014, 앞의 글, 145 쪽; 朴炳渉, 2014a, 前掲論文, p.46.

⁷⁶ 竹前栄治, 1983, 前掲書, p.89.



<図2>「SCAP/AFPAC 組織図」(出典:竹前栄治, 1983, 『GHQ』, 岩波書店, p.89)

一方、連合国は SCAP がおこなう政策実施の見直しなどを検討する機関としてワシントンに極東委員会を設置した。また、その出先機関として東京に対日理事会を設置し、SCAPと定期的に協議をおこなった。しかし、極東委員会の決定は対日理事会ではなく、米国政府が

SCAP へ指令として下達した。一方、米ソ冷戦が激化するにつれ、そうしたシステムが機能不全になり、日本に対する SCAP の軍政はほとんど米国の意思どおり実施された。軍政後半期はほとんど米国が日本を独断で支配した。

このような米国の支配から日本は、1952年に独立した。一般的に独立した国家の領土は関連する条約で決定されるが、条約で判断できない場合は「法上の現状維持原則」を適用する。ICJはブルキナファソ/マリ国境紛争事件の判決にて「法上の現状維持原則」の意義について、「この原則は国際法のある特定の体制にのみ適用できる特別規則ではない。これは場所を問わず、独立を成就する過程と論理的な連関性をもっている。統治勢力が撤収することによって国境に異議を提起し、同族間の争いを誘発することがある。現状維持原則は、このような同族間の争いによって新生国家の独立と安定性が危険にさらされないようにすることにある(para. 20)」と説明した。このように、ICJによれば、同原則は脱植民地化で独立する国だけが対象ではなく、広く統治勢力が撤収した際に独立する国家の独立と安定性が脅かされないようにする国際法の一般原則である。したがって、日本の独立回復時にも適用が可能である。

日本の場合、1952年4月28日、SF条約が発効し、SCAP・FECOM 総司令部の軍政から独立を回復した。FECOM は AFPAC が改編された組織である。日本の領土はSF条約で規定されたが、かつて SCAPIN-677 にて日本国の定義から除外された韓日間の小島の中で竹島＝独島のみは規定されなかった。したがって、竹島＝独島は日本が独立を回復する瞬間に「法上の現状維持原則」を適用できる。また、韓国の立場からみると、留保された独島・鬱陵島・濟州島に対する「法上の現状維持原則」をその瞬間に適用することができ、韓日両国間の海の国境が確定する。

SF条約が発効するまで有効な法的文書は、SCAP が作成した SCAPIN-677/1 である。これは SCAPIN-677 を改正したものであり、リアンクール岩を日本国の定義から排除した規定に変わりが無い。リアンクール岩は歴史的に韓国、あるいは日本どちらかに属するという推測が成り立つ。したがって、同島が日本国の定義から除外されたなら、韓国に所属する。それを裏付ける資料が先の地図「SCAP管轄区域図」<図1>である。指令 SCAPIN-677 は単にリアンクール岩を日本から分離したのみであるが、この地図はリアンクール岩を南コリアの領域に描いた。その後、この地図が示す日韓間の海の境界は変化がない。したがって、この地図は指令 SCAPIN-677/1 の補助的な役割を果たす。これらの法的資料が根拠になり、SF条約にて決定できなかった竹島＝独島が「法上の現状維持原則」によって韓国の領土に決定される。

この結果は、先に「事実上の現状維持原則」を適用した結果と一致する。これは、ICJがブルキナファソ/マリ国境紛争事件にて示した事実と法との関係でいうと、両者が合致するケース①に相当する。すなわち、実効的な占有(effectivités)が「法上の現状維持原則」に付加される場合に相当する。したがって実効的な占有は法的権原から導き出される権利行使を確認するのであり、韓国の竹島＝独島に対する領有権は事実上も法上も現状維持原則によっ

て盤石になる。

VII. おわりに

アジア・太平洋戦争にて敗北した日本は、ポツダム宣言を受け入れる降伏文書に署名し、連合国と停戦協定を締結した。この停戦協定はポツダム宣言がそのまま引用され、本来は平和条約交渉で議論されるべき領土の処分だけでなく、政治的・経済的・社会的側面の原則まで異例的に定めた。この停戦協定はカイロ宣言にしたがった武力行使の結果であるが、これはもちろん時際法にかなうものである。

停戦協定が発効するや、連合国はポツダム宣言が引用したカイロ宣言の領土条項にしたがって日本領土の処分を始めた。日本が侵略で略奪した領土などを日本から分離し、また、ポツダム宣言の領土条項にしたがって暫定的に日本周辺の小島を処分する SCAPIN-677 第3項を指令し、日本の海の境界を定めた。これを地図に表したのが〈SCAP管轄区域図〉である。また、連合国は第3項を少し修正する SCAPIN-841 を指令し、SCAPIN-677・841 体制を確立した。これで連合国は第一段階の領土処分を完了した。このように分離された地域の帰属を確定することなどが第二段階である対日平和条約の役割である。

SCAPIN-677 により日本から分離された北方諸島は、ソ連がヤルタ協定にしたがって自国の領土に編入した。一方、〈SCAP管轄区域図〉で南コリアの領域に描かれたリアンクール岩（竹島＝独島）・済州島・鬱陵島は、米国太平洋陸軍(AFAPAC)、後に極東軍(FECOM)が管轄する米軍政庁によって支配されたが、1948年8月に独立した韓国に受け継がれた。以後、SCAPIN-677 は1951年12月、最終的に改定されて SCAPIN-677/1 が指令されたが、日韓間における海の境界に変更はなかった。ただし、この指令などは対日平和条約が発効する時まで有効であり、最終決定はもちろん対日平和条約により行われる。

一般的に戦争の終結を宣言する平和条約は、本来、領土問題を完全に確定することが重要な役割である。ところが、1951年9月に調印されたSF条約は、竹島＝独島の所属を定めることができなかった。理由はSF条約を主導した米国が対日平和条約の米・英共同草案にリアンクール岩が抜けていることを知った時期が SF 条約調印式の2か月前であり、遅すぎたためである。さらに、米国が韓国政府から条約に韓国領土として明記するよう要望があった独島がリアンクール岩を指すという事実を知った時期は、SF 条約調印式の1か月前だった。米国は急ぎ日本政府が作成した領土調書「日本本土周辺の小島」(4)を元にして独島が日本領土であると主張するラスク書簡を韓国政府に送って回答を待った。その間にSF条約の調印式が行われたので条約文の変更はもはや不可能になった。

SF条約調印式の半月後、米国は韓国外務部長官の卞榮泰からの返信を受け取り、交渉を続けたが、結論をだせなかった。韓国の主張を知った米国は竹島＝独島問題の解決が容易ではないと判断したのか、この問題に消極的になって現状維持の道を選んだ。すなわち、

米国はラスク書簡の立場を維持する一方、12月に改定した SCAPIN-677/1 にて竹島＝独島を日本国の定義から除外するという条項をそのままにした。一方、SF条約は翌年4月28日に発効し、日本は SCAP・FECOM の軍政から独立を回復した。

SF条約が竹島＝独島を明記しなかったので、竹島＝独島はふたつの現状維持原則に基づいて判断されなければならない。一つは「事実上の現状維持原則」であり、これは平和条約締結時に適用される。その際、平和条約は現代国際法に照らして有効でなければならない。一般的に条約が無効となる条件は条約法条約が定めており、第52条は武力を背景に国家を脅迫した条約は無効であると規定している。ただし、第75条により侵略国の侵略に関連して国際連合憲章にもとづいて取られる措置の結果である条約等は除外される。したがって、侵略国である日本は、国際連合憲章をもとに作成されたSF条約には無条件に従わなければならない。しかし、日本政府は2012年に執権した安倍内閣以後、アジア・太平洋戦争を侵略戦争とは認めない。このような政府やアジア・太平洋戦争を大東亜戦争と呼ぶ勢力に対して、上記第75条を取り上げても議論にならない。このような場合は、第52条を取り上げるのがふさわしい。第52条は、武力を背景にして戦勝国が恣意を強制する条約を無効と規定する。

一方、連合国は日本周辺の小島を恣意的に日本から分離し、ソ連は自国の領土に編入するし、米国は自国の領土のように統治した。このような行為は武力を背景とする恣意を強制した結果であり、あるいは、SF条約が慣習法である条約法協約第52条に抵触すると疑われる可能性がある。しかし、このような行為は停戦協定直後、領土処分の第一段階として行われたものであり、時期的に時際法に違背するものではない。一方、領土処分の第二段階であるSF約の策定時には武力を背景にした恣意の強制はなく、条約法条約第52条に抵触しない。実際、SF条約は日本首相吉田茂が述べたように、この種の条約としては世界の歴史に例を見ない公正なものであった。このようにSF条約の策定時には連合国による恣意の強制はなかつただけでなく、領土問題においてはむしろポツダム宣言第8項にもとづく SCAPIN-677・841 体制を、少しでも改善するものであった。一方、連合国は賠償問題では日本経済に十分な配慮をおこなった。このため日本政府はSF条約を喜んで受け入れたのである。

上記のようにSF条約が無効でないことが明らかなのでSF条約に規定されていない事項については「事実上の現状維持原則」を適用することができる。元来、「事実上の現状維持原則」は、平和条約に規定がない限り、締約国間の法律関係は、平和条約締結時の状態が認められるという。SF条約の締結当時、韓国は竹島＝独島を実効的に支配する一方、日本は竹島＝独島に接近することすら禁止された。韓国はSF条約締結国ではないが、領土に関する利益を享受する権利を有する。したがって、SF条約にて規定できなかった竹島＝独島に対して「事実上の現状維持原則」を適用すれば、竹島＝独島の領有権は韓国が有する。

しかし、現代国際法ではブルキナファソ/マリ国境紛争事件に対するICJ判決に見られるように、実効的な支配に基づく「事実上の現状維持原則」よりも法的文書に基づく、もう一つの原則、「法上の現状維持原則」が優先的に考慮される。後者は国際法の一般原則であり、脱

植民地化過程による独立のみに限らず、普遍的に旧統治勢力が退いて国家が独立するとき適用される。これは韓国の独立及び日本の独立回復時にも適用され、独立国の領土は特別な領土関連の条約などがなければ旧統治勢力の法的文書が示す境界が国境線になる。

韓国は、1948年8月、米国極東軍(FECOM)の管轄下にある米軍政庁の軍政から独立し、その領土は「SCAP管轄区域図」に示される南コリアの領域を米軍政庁から継承した。この領域には竹島＝独島が含まれる。しかし、SCAPIN-677 の第3項に記載された日韓間の小島、すなわち竹島＝独島・済州島・鬱陵島の最終的な帰属は、ポツダム宣言第8項により連合国が決定することになっている。すなわち、日韓間における海の国境は連合国が決定することになっているので、韓国はこれら3島に対して統治権を持つのみである。領有権の決定は日本が独立を回復し、日本の領土が条約などで決定されるまで留保される。

一方、日本は降伏文書に署名した後、SCAP・AFPAC 軍政の支配を受けたが、1952年4月、SF条約の発効によって SCAP/FECOM の軍政から独立した。SF条約は日韓間における海の境界を定めるため、上記3島の中で済州島・鬱陵島を韓国領土と規定したが、竹島＝独島の帰属を決定できなかった。その場合、竹島＝独島に対しては韓国の独立時に留保された「法上の現状維持原則」をSF条約発効時に適用できる。同時に日本に対しても「法上の現状維持原則」を適用できる。その時点で有効な連合国の法的文書は SCAPIN-677/1 である。また、日韓間における海の境界線は変更がなかったので、〈SCAP管轄区域図〉が補助的な役割を果たす。これらの SCAP 資料によって日本が独立する瞬間、「法上の現状維持原則」によって竹島＝独島は韓国が領有権を有する。結局、法律上も事実上も現状維持原則によって竹島＝独島に対する韓国の領有権が認められる。

【参考文献】

- 국사편찬위원회 편, 2008, 『독도 자료 III』 미국편, 국사편찬위원회.
- 김명기, 2012, 「SCAPIN 제 677 호에 관한 한국정부의 견해 검토」, 『독도연구』 13.
- , 2015, 「대일강화조약 제 2 조(a)항에 규정된 울릉도에 독도 포함 여부 문제의 검토」, 『독도연구』 18.
- 박병섭, 2014, 「대일강화조약과 독도·제주도·쿠릴·류큐제도」, 『독도연구』 16.
- , 2015, 「샌프란시스코 강화조약 전후 일본의 독도 정책」, 『독도연구』 19.
- , 2016, 「샌프란시스코 강화조약에서 독도가 누락된 경위와 함의」, 『독도연구』 21.
- 박희권, 1990, 「UTI POSSIDETIS 의 연구」, 『국제법학회논총』 35(1).
- 외무부, 1977, 『獨島關係資料集 I : 往復外交文書, 1951~76』, 외무부.
- 이석우, 2006, 『대일강화조약자료집』, 동북아역사재단.
- 정갑용, 2021, 「Uti Possidetis 법리와 독도영유권」, 『원광법학』 37(2).
- 정병준, 2010, 『독도 1947』, 돌베개.
- 정재민, 2019, 『영토분쟁재판에 있어서 역사적 권원의 인정가능성 확대』, 서울대학교 박사학위논문.
- 최지현, 2023, 「한국의 샌프란시스코 대일평화조약 비당사국 지위와 독도」, 『독도연구』 34.

British Foreign Office, *Japan: Correspondence, F.O. 371*, Scholarly Resources Inc.

Foreign Office Japanese Government, 1947a, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper, Part II*, Ryukyu and Other Nansei Islands.

---, 1947b, *Minor Islands Adjacent To Japan Proper, Part IV*, Minor Islands in the Pacific, Minor Islands in the Japan Sea.

Department of State USA, 1947, *Foreign Relations of the United States Vol. 6*, U.S. Government Printing Office.

---, 1949, *Foreign Relations of the United States Vol. 7*, U.S. Government Printing Office.

---, 1951, *Foreign Relations of the United States Vol. 6, Part 1*, U.S. Government Printing Office.

ICJ REPORTS, *CASE CONCERNING THE FRONTIER DISPUTE (BURKINA FASO / REPUBLIC OF MALI) JUDGMENT OF 22 DECEMBER 1986*, ICJ.

H. Grotius 著, 一又正雄譯, 1951, 『그로치우스 戰爭と平和の法』 第3卷, 巖松堂.

浅田正彦, 2019, 『国際法』 第4版, 東信堂.

天川晃 [ほか]編, 1996, 『GHQ 日本占領史』 2卷, 日本図書センター.

外務省, 2002, 『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』 第2冊.

- , 2023, 『われらの北方領土』, 外務省.
- , 年度不明, 「竹島問題」, 『日韓外交正常化交渉の記録』 XV, 外務省公開文書番号 910.
- 外務省, 1949, 『対日講和條約についての基本的要求』.
- 外務省条約局・法務府法制意見局, 1951, 『解説 平和条約』, 印刷庁.
- 鹿島平和研究所, 1983, 『日本外交主要文書・年表』 第1巻, 原書房.
- 川上健三, 1953, 『竹島の領有』, 外務省条約局.
- , 1996, 『竹島の歴史地理学的研究』, 古今書院(復刻新装版).
- 川島真, 2022, 「第7章 戦後初期中国における対日講和観」, 『サンフランシスコ講和と東アジア』, 東京大学出版会.
- 太寿堂鼎・吉井淳, 1995, 「ウティ・ポッシデティス」, 『国際関係法辞典』, 三省堂.
- 高野雄一, 1953, 「第二次大戦の占領・管理—日本の場合を中心として—」, 『国際法講座』 第3巻, 有斐閣.
- 竹前栄治, 1983, 『GHQ』, 岩波書店.
- 塚本孝, 1994, 「平和条約と竹島(再論)」, 『レファレンス』, 国会図書館.
- 中村麗衣, 2003, 「日印平和条約とインド外交」, 『史論』 56巻.
- 新納摩子, 1997, 「国際法におけるウティ・ポッシデティスの再検討」, 『立命館法学』 254.
- 日本政府, 1951, 『日本国との平和条約の説明書』, 芦田均関係文書.
- 朴炳涉, 2014a, 「サンフランシスコ平和条約と千島・竹島＝独島問題(1)」, 『北東アジア文化研究』, 38.
- , 2014b, 「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(2)」, 『北東アジア文化研究』, 39.
- , 2014c, 「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(3)」, 『北東アジア文化研究』, 40.
- , 2016, 「サンフランシスコ講和条約後の日本の竹島＝独島政策」, 『北東アジア文化研究』 42.
- , 2017, 「サンフランシスコ講和条約から洩れた論争中の島々」, 『北東アジア文化研究』 43.
- 波多野里望・尾崎重義, 1996, 『国際司法裁判所 判決と意見』 第二巻, 国際書院.
- 原貴美恵, 2005, 『サンフランシスコ平和条約の盲点』, 溪水社.
- 広見正行, 2015, 『現代国際法における国際武力紛争終結の法理』, 上智大学(2014年度学位論文).
- 許淑娟, 2012, 『領域権原論』, 東京大学出版会.
- 毎日新聞社図書編集部, 1952, 『対日平和条約』, 毎日新聞社.
- 李昌偉, 2024, 「連合国の日本領土に対する政策と独島の領有権」, 『法學論叢』(國民大學校, 韓國) 第37巻 第1號(通巻 第77號).